平成２５年（フ）第６８０号
横浜市南区真金町２丁目17番地３　ニューサンハイツＢ棟402号
債務者　千野美代子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５号
広島県東広島市西条町西条452番地１メゾン・ラーバン202号、申立時の住所岡山市東区楢原453番地10
債務者　木村優一こと　文　　優一
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
栃木県小山市犬塚５丁目20番地15　フラワーレジデンスＫＯＨＫＩ　Ａ棟101
債務者　佐藤　義三
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８００号
神奈川県大和市南林間７丁目11番５号　クレストコート南林間101
債務者　トゥルヒージョ　ホセこと　トゥルヒージョ　テジョ　ホセ　フェルミン
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１４号
東京都府中市住吉町１丁目68番地の５ハイツ内藤105
債務者　新保　孝行
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３１５号
東京都府中市住吉町１丁目68番地の５ハイツ内藤105
債務者　新保　千晶
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７３号
静岡市葵区北421番地の10
債務者　溝口美江子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８１５号
千葉県千葉市中央区葛城２丁目４―36
債務者　市原ツネ美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５９号
静岡市清水区船越東町237番地プレジールやまと105号、旧住所静岡市清水区北矢部824番地の３　グランドゥール101
債務者　北原　正貴
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１６号
静岡市葵区安倍口団地６番８―274号
債務者　梶原　律子
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月26日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1400番地７
債務者　萩原　淳治
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第７１６８号
神奈川県川崎市高津区新作５丁目９－３－501、開始決定時の住所東京都練馬区大泉町４丁目23―22―101
破産者　浅野　亜弥
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９８６号
東京都練馬区光が丘７丁目３－１―916
破産者　溝尻　信幸
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１６０号
埼玉県朝霞市仲町１丁目１－５―504
破産者　市川　　晶
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６５８号
埼玉県幸手市南２丁目12―40―308
破産者　北山克己こと　北山　克巳
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６６７号
千葉県柏市松葉町１丁目19―11―504
破産者　白崎　　隆
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部